

2020年6月1日

会員 各位

日本比較経営学会理事長 桜井 徹

理事・監事選挙の実施について

初夏の候 会員の皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、すでに会員各位にご案内しておりますように、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い第45回全国大会の開催を延期いたしました。現在、プログラム委員会での審議を踏まえ、別紙（裏面掲載）の通り開催の準備を進めているところでございます。

理事・監事については、全国大会の開催時の会員総会において改選を行うこととしておりました。しかし、2020年度に開催されることとなる第46回全国大会のことなどを視野に入れると、全国大会に先行して理事・監事の選挙を実施することが適切と理事会で決定いたしました（5月下旬のメール審議）。

つきましては、選挙管理委員会からの案内にしたがって、投票いただきますようお願いいたします。

なお、現理事会の責任のもとで第45回全国大会を開催し、新理事会は次回以降の全国大会の開催に向け準備を進めていくこととなります（新理事会の任期は、2023年に開催する総会までとなります）。

以上、異例の措置となりますが、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上

2020年6月1日

会員 各位

日本比較経営学会理事長 桜井 徹  
第45回全国大会実行委員長 劉 永鵬

#### 第45回全国大会の開催について

第45回全国大会については、2020年11月13日（金）から15日（日）の日程で開催することといたします。新型コロナウイルスの感染を防止する目的で、Zoom等のWEB会議システムを活用した全国大会として準備を進めてまいります。

14日に自由論題報告、15日に統一論題シンポジウムを行います。13日は理事会・委員会等の開催となります

詳細については後日、全国大会実行委員会からご案内させていただきます。

以上

2020年6月1日

日本比較経営学会会員 各位

選挙管理委員会 委員長 中屋 信彦

### 理事・監事の選挙について（選管告示）

理事会から委嘱を受け、岸田未来（立命館大学）、中屋信彦（名古屋大学）、林裕明（立命館大学）で選挙管理委員会を構成し、中屋信彦が委員長に選任されました（選挙管理委員は理事3選禁止規定の該当者で構成されています）。

選挙管理委員会では、選挙管理委員会事務局を学会事務局に置くことを決定し、選挙幹事として細川孝・学会事務局長を任命しました。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、今回の選挙は下記の通り郵送方式で行います。

### 記

#### 1. 選挙権者

2020年5月末現在の会員（別紙の名簿に記載の通り）。ただし、退会の届を提出している者を除く。

#### 2. 被選挙権者

理事および監事の連続3期は認められない（名簿に注記）。

#### 3. 投票の方法

- ①投票用紙に理事（東西、各5人）と監事（東西、各1人）を記入する。
- ②投票用紙を封筒（長4）に封入し、封筒を密封する。
- ③投票用紙を封入した封筒（長4）を返送用封筒（長3）に入れて返送する。

#### 4. 郵送の受付期間

2020年6月30日まで（消印有効）。選挙管理委員会事務局（学会事務局）宛。

#### 5. 開票作業

選挙管理委員会が行う。選挙管理委員会が委嘱した立会人が立ち会う。

#### 6. 選挙結果の公示

学会のウェブサイトおよびメーリングリストで行う。あわせて、第45回全国大会の案内（大会実行委員会から発送）に結果を同封いただく。

以上

## 【参考資料】

### 学会規則の抜粋

第9条 理事および監事は総会において会員の中から互選する。

理事および監事の任期は3年とし連続3選を認めない。但し、連続2期後、理事は監事に、監事は理事に選出されうる。

理事は理事会を構成し、会務を処理する。

理事会の決議は過半数による。

### 内規

#### 2. 理事及び監事の選考方法

- (1) 東日本・西日本よりそれぞれ10名の理事及びそれぞれ1名の監事を選ぶ。
- (2) 理事投票は東日本・西日本それぞれ5名の連記とする。(中部地方は西日本に含まれる。
- (3) 理事投票の結果、上位7名までは投票結果にもとづいて当選とする。残りの3名については、女性会員2名および若手会員(投票日において満45歳以下の者)1名のうちで得票の上位者を当選とする。上位7名でこの条件を満たしている場合は、選挙結果にもとづいて当選者とする。
- (4) 理事及び監事に欠員が生じた場合は、次点者を当選者とし、理事長が委嘱する。理事の欠員の補充については、それぞれ女性会員および若手会員のうちで得票の上位者を当選とするが、得票者がいない場合にはこの限りでない。
- (5) 理事及び監事選挙管理規程は別に定める。